資料4-1
(日中系・居住系・障害児支援)令和4年3月24日障害福祉サービス等に係る事業者説明会千葉市障害福祉サービス課

災害発生時における対応について

1. 用語

○災害とは

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因(放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故)により生ずる被害をいう。

→災害とは、広義では自然災害だけに限らず人為的なものも含まれる。

○防災とは

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧 を図ることをいう。

※いずれも災害対策基本法第2条より抜粋

2. 災害が発生したら

- ①まずは避難すること(雨は予報で確認できるため、早めの行動を)
- ②通信手段等の使用確認
- ③市への状況報告(被災状況解消まで、概ね、1日1回以上)
- ④施設の被害状況の把握(被害状況については、り災証明書の取得や全ての被害箇所を写真に残しておく)
- ⑤被害総額の把握(国庫補助の対象になる場合があるため)
- 3. 災害に関連した国庫補助
 - (1) 協議を実施した補助金
 - ①非常用自家発電設備(施設入所等)
 - ②災害復旧補助 (施設)・・・自己所有物件に限る
 - ③災害復旧補助(備品)
 - ①、②は常設の要綱があるが、③については大規模な災害が発生した場合に国の方で要綱が制定される場合がある。
 - (2) 災害復旧費補助金(施設)で対象となる「災害」
 - ・・・暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象 災害対策基本法第2条に定義する「災害」と比べて狭義なものとなる
 - (3)(2)の災害の規模(例示)

降雨:最大24時間雨量80ミリメートル以上

暴風:最大風速(10分間の平均風速)15メートル以上

5. 二次災害の防止

停電の長期化による熱中症や低体温症、避難の長期化での不衛生環境による感染症(インフルエンザやノロウイルス)の集団化が考えられる。

感染症への対応 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html (厚生労働省 HP) 避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001enhj-att/2r9852000001enj7.pdf (厚生労働省 HP)

- 6. 平常時からの備え(災害に向けた対策)
 - ・避難場所・経路の確認、物資の備蓄(夜間も含めた避難訓練の開催)
 - ・ハザードマップ等、危険箇所の把握
 - ・緊急連絡網等、他事業者との連携確保

【参考資料】

災害に対するご家庭での備え~これだけは準備しておこう!~(首相官邸)

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/sonae.html

避難勧告等に関するガイドラインの改定~警戒レベルの運用等について~

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/guideline_kaitei.pdf

千葉市防災対策課 HP

https://www.city.chiba.jp/somu/bosai/index.html

指定緊急避難場所・指定避難所・広域避難場所

https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/hinanbasyoichiran.html

拠点的福祉避難所

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/kyoten.html ハザードマップ

https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/2019jisinfusuigaihazardmap.html